

## 今後の河港水門のあり方に関する検討会議設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 多摩川堤防の高規格化を見据え、河港水門とその周辺地域の将来像を検討し、今後の河港水門のあり方について、市としての方向性の統一を図るとともに、その実現に向けて着実に推進していくため、「今後の河港水門のあり方に関する検討会議」(以下「あり方会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 あり方会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 今後の河港水門のあり方に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項に関すること。

### (あり方会議)

第3条 あり方会議は、別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 あり方会議には、委員長を置く。
- 3 委員長は、建設緑政局を所管する副市長をもって充てる。

### (会議)

第4条 あり方会議は委員長が招集し、その議長となる。

### (幹事会)

第5条 あり方会議には、下部組織として幹事会を置く。

- 2 幹事会は、あり方会議の指示等により、検討状況等の把握、総合的な協議・調整等を行い、その内容をあり方会議に報告する。
- 3 幹事会は別表2に掲げる者をもって組織する。
- 4 幹事会は議長を置く。
- 5 議長は、建設緑政局道路河川整備部長をもって充てる。
- 6 幹事会は、議長が招集する。

### (作業部会)

第6条 幹事会には、下部組織として作業部会を置く。

- 2 作業部会は、幹事会の指示等により、各種検討、協議・調整等を行い、その内容を幹事会に報告する。
- 3 作業部会は、別紙3に掲げる者をもって組織する。
- 4 作業部会は、議長を置く。
- 5 議長は、建設緑政局道路河川整備部河川課長をもって充てる。
- 6 作業部会は、議長が招集する。

### (関係者の出席)

第7条 あり方会議及び幹事会、作業部会に際し、必要に応じ、学識経験者、関係者の出席を求めることができる。

### (事務局)

第8条 あり方会議の事務局は、建設緑政局道路河川整備部河川課とする。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、あり方会議の運営等について必要な事項は、委員長が定める。

### (附則)

この要綱は、令和3年1月26日「今後の河港水門のあり方に関する検討会議」(第1回)より適用するものとする。

別表1 今後の河港水門のあり方に関する検討会議委員

委員長	建設緑政局を所管する副市長
委員	総務企画局長
	総務企画局 危機管理監
	臨海部国際戦略本部長
	財政局長
	市民文化局長
	経済労働局長
	まちづくり局長
	教育次長
	川崎区長
	建設緑政局長

別表2 今後の河港水門のあり方に関する検討会議幹事会委員

議長	建設緑政局 道路河川整備部長
委員	総務企画局 都市政策部 企画調整課 担当課長（企画調整）
	総務企画局 公共施設総合調整室 担当課長（施設企画）
	総務企画局 行政改革マネジメント推進室 担当課長（民間活用）
	総務企画局 危機管理室 担当課長（初動対策）
	財政局 財政部 財政課 担当課長
	市民文化局 コミュニティ推進部 協働・連携推進課長
	経済労働局 観光プロモーション推進課長
	まちづくり局 総務部 企画課長
	まちづくり局 拠点整備推進室 担当課長（川崎駅周辺整備推進）
	臨海部国際戦略本部 戦略拠点担当 担当課長
	教育委員会事務局 生涯学習部 文化財課長
	川崎区役所 まちづくり推進部 企画課長
	川崎区役所 まちづくり推進部 地域振興課長
	川崎区役所 道路公園センター 整備課長
	建設緑政局 総務部 企画課 担当課長
	建設緑政局 多摩川施策推進課長
建設緑政局 道路河川整備部 河川課長	

別表3 今後の河港水門のあり方に関する検討会作業部会委員

議長	建設緑政局 道路河川整備部 河川課長
委員	総務企画局 都市政策部 企画調整課 担当係長（企画調整）
	総務企画局 危機管理室 担当係長（初動対策）
	市民文化局 コミュニティ推進部 協働・連携推進課（コミュニティ施策担当）
	経済労働局 観光プロモーション推進課 担当係長（観光戦略推進）
	まちづくり局 総務部 企画課 担当係長（調査・調整）
	まちづくり局 拠点整備推進室 担当係長（川崎駅周辺整備推進）
	臨海部国際戦略本部 担当係長（戦略拠点担当）
	教育委員会事務局 生涯学習部 文化財課 担当係長（庶務・文化財）
	川崎区役所 まちづくり推進部 企画課 課長補佐（まちづくり支援）
	川崎区役所 まちづくり推進部 地域振興課 まちづくり推進係長
	川崎区役所 道路公園センター 土木整備係長
	建設緑政局 総務部 企画課 担当係長（計画調整担当）
	建設緑政局 多摩川施策推進課 担当係長（水辺活用）
	建設緑政局 道路河川整備部 河川課 担当係長（環境）